

平成24年度 第2回座間市緑化推進協議会

開催日時	平成25年3月7日(木) 午後1時30分から 3時30分まで		
開催場所	市役所4階 4-3会議室		
出席者	鈴野委員 吉川委員 矢澤委員 清野委員 大矢委員 吉田委員 関委員 室星委員		
事務局	遠藤市長 関田都市部長 森田都市部次長 北川公園緑政課長 遠藤緑政係長 柴原施設係長 浅黄副技幹 酒井主事補		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
非公開・一部公開とした理由			
議題	座間市緑の基本計画(案)について		
資料の名称	資料1 緑化推進協議会委員 意見要旨 資料2 パブリックコメント 実施結果		
会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)	<p>次長 それでは定刻となりましたので、ただ今から「平成24年度第2回座間市緑化推進協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>これからの進行につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>始めに、本日の委員さんの出席状況について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席者数は8名中8名で定足数(2分の1以上の出席)に達しております。従いまして座間市緑化推進協議会規則第5条第2項により本日の協議会は成立いたしますことを報告させていただきます。</p> <p>はじめに、遠藤市長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>市長 (あいさつ)</p>		

次長 ありがとうございました。続きまして大矢会長さんよりお願いいたします。

会長 (あいさつ)

次長 ありがとうございました。

ここで、本日の議案であります「座間市緑の基本計画(案)」について、座間市緑化推進協議会規則第2条の規定により、市長より会長へ諮問させていただきますので、市長よろしくをお願いします。

皆様のお手元には、諮問書の写しをお配りしますのでご覧ください。

----- 諮問書手交 -----

恐れ入りますが、市長は、ここで所用がございますので、退席させていただきます。

(市長退席)

協議に入る前にお知らせいたします。本会議は、「座間市協働まちづくり条例」第12条第1項及び第2項に基づき、本日の「緑化推進協議会」は傍聴可となっております。また、本日の会議内容につきましては同条例第12条第3項により会議録を作成し、非公開情報を除き公表させていただきます。

なお、本日の協議会について、傍聴希望者の申し出がないことを、ご報告いたします。

ここで本日の配布資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

資料1 緑化推進協議会委員 意見要旨

資料2 パブリックコメント 実施結果

資料の確認はよろしいでしょうか。よろしければ、議事を進めさせていただきます。

これからの議事進行につきましては、座間市緑化推進協議会規則第5条第1項の規程に基づきまして、会長であります大矢会長に議長をお願いいたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、これより会議次第5、議題、「座間市緑の基本計画（案）」について、これまでの経過と、昨年12月5日から1月4日まで約1か月間、「座間市緑の基本計画」（原案）へのパブリックコメントをおこないました報告、また、この原案につきましては、委員の方々からもご意見をいただいておりますので、事務局より説明を求めます。

なお、基本計画全体の説明は前回第1回の協議会において、事務局より説明いただいておりますので、省略させていただきますのでよろしくお願い致します。

課長 それでは、議題の「座間市緑の基本計画」（案）について、説明させていただきます。

はじめに、これまでの経過を説明させていただきます。
昨年11月1日に第1回緑化推進協議会を開催させていただき、「座間市緑の基本計画」（素案）の説明をさせていただきました。

その後、11月16日に市長、副市長、教育長をはじめとする室長及び部局長で構成しております、市政運営の基本方針、重要施策等を審議するための政策会議において総合的な調整を行い、「座間市緑の基本計画」（原案）を作成させていただきました。

この原案につきまして、各委員の方々にお配りをさせていただき、ご意見を伺った結果、17件のご意見をいただきました。また、これと並行いたしまして、昨年12月5日から今年の1月4日までの1箇月間、市民の皆さまにパブリックコメントを実施させていただき、2名の方から、9件のご意

見をいただき、ホームページ上で検討結果を報告させていただいております。

本日は、委員の皆さまからいただきましたご意見とパブリックコメントでお寄せいただきましたご意見を（原案）に反映させていただき、担当課としての検討を加え「座間市緑の基本計画（案）」として諮問をさせていただくものでございます。

また、このあと、ご意見等を調整させていただきましたうえで、答申をお願いするものでございます。

なお、本計画策定にあたりましては、都市緑地法第4条の規定に基づきまして、神奈川県に対し、昨年12月14日付けで事前協議をさせていただき、関係各課からの回答を受け、本計画（案）にはその意見や指摘等を反映させております。

それでは、座間市緑の基本計画（原案）から（案）といたしました内容につきまして、各委員のみなさまからいただいたご意見並びにパブリックコメントへの回答を担当係長より説明させていただきます。

緑政 それでは、資料1「緑化推進協議会委員 意見要旨」、に
係長 記載をさせていただいている内容につきまして、概要の説明をさせていただきます。

はじめに、室星委員より、1「目標達成を検証するための指標について」、1件、ご意見をいただきました。

29ページ、表6をご覧ください。緑の量的指標の中で公的な緑である「都市公園の面積（市民一人あたり）」について、どうやって量的な確保をしていくか、整備方針を明らかにすることが必要と思われる。こちらのご意見につきましては、本計画は「緑の保全及び緑化の推進に関する市の基本的な方針」を示すものですので、具体的な整備方針、方策等につきましては、本計画に基づき今後実施していくこととなります。なお、目標値の中には、既に用地買収が始まっており

ます、芹沢公園第4工区を含めさせていただいております。

続きまして、清野委員より、2から4まで、の3件のご意見をいただきました。2「緑被面積について」は、5ページをご覧ください。(1)緑被の現況において、市全域の緑被面積は546.7haで、緑被率が31.1%、将来的に緑被面積を増加する計画はあるのか。こちらのご意見につきましては、将来的な緑被面積の目標については、29ページの表6に示させていただいております。本計画は20年後を見据えた10年計画としていますので、10年後の市街化区域の緑被率の目標を20%、市域全体の目標を34%とさせていただいております。この目標値は、本計画に基づいて様々な施策の展開がなされた結果、達成されるものと考えております。現段階で具体的に整備が進んでおりますのは、芹沢公園の第4工区の約2.6haになります。

続きまして、3「緑の役割について」でございますが、本文4ページ「5緑の役割 防災→安全・安心を提供する緑」とある。防災のための役割、緑の意義は何か。こちらのご意見につきましては、33ページにありますように、緑の防災面の役割は、応急災害活動の場や復旧・復興活動の拠点等様々な要素があります。平成22年度の公園改修工事では、災害時にも使える公共トイレやかまどベンチを設置し、防災面での機能の強化を図っています。

清野委員最後のご意見になります、4「街路樹の維持保全について」、でございますが、行幸道路の歩道部分には、街路樹として「つつじ」等が植栽されている。ところが、植栽の役をしていない、今後、整備して植えかえる等検討しているのか。こちらのご意見につきましては、街路樹については、44ページで道路景観の維持と都市緑化、交通安全への啓発を関係機関と協力して推進する旨を方針として記載しています。行幸道路は県道ですので、神奈川県に協力を求めていきたいと考えます。

続きまして、関委員より、5から9まで5件のご意見をい

ただきました。

5 「緑の基本計画の位置づけについて」は、2 ページ図—1 をご覧ください。「座間市環境基本計画」は国の環境基本計画を踏まえて策定されるのではないかと踏まえてあるのであれば、「調和する」の並びの中に「国の環境基本計画」を入れる必要はないのではないかと。入れるのであれば「県の環境基本計画」を入れられないことへの整理が必要と思われる。こちらのご意見につきましては、環境基本法第15条は、政府が定める環境基本計画について記述されています。座間市の環境基本計画は、座間市の条例に基づいて策定されます。直近の根拠法令が異なるため、併記させていただきました。神奈川県条例に基づいて策定されている「県の環境基本計画」も、記述させていただきます。「国の環境基本計画」から「国・県の環境基本計画」といたしました。

続きまして、6 「地域制緑地について」でございますが、都市緑地法の所管が市に移管されるなど法令面での変化もあるので、各法令の所管主体をまとめてはどうか。こちらのご意見につきましては、10 ページの表—5 をご覧ください。ここで示しておりますのは、法や条例に基づく緑地の現況で、根拠法は参考として掲載していますので、所管までは記載しない方向で考えています。

続きまして、7 「緑の課題について」でございますが、22 ページの課題、「地形と一体となった骨格的な緑」は、次のページの①でこの点について述べられているが、この項の最初の部分は、5 ページの緑の現況あたりで記載しておくべきではないかと。こちらのご意見の、「骨格的な緑」という表現については、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「主要な緑地の配置の方針」をもとに、市の地形的な特徴をとらえて記載しています。5 ページの緑の現況についての記載は、神奈川県緑の基本計画の手引きに標記されている分類に基づいています。現行法のもと一般的に使われている方法として整理しています。

続きまして、8 「目標達成を検証するための指標について」

でございますが、29ページの表—6をご覧ください。目標④に対応する生物多様性や緑のネットワーク化に関する指標は設定できないか。こちらのご意見につきましては、緑被率は緑で覆われている面積を基本に求めますので、結果として面的な連担性が図られ、目標④の指標になると考えております。

関委員最後のご意見になります、9「自然環境軸としての斜面緑地の保全について」でございますが、31ページのイをご覧ください。斜面緑地に関して、「生物多様性の確保やCO2吸収による地球温暖化の緩和に貢献する」としてはありますが、地球温暖化の緩和にまで言及できるのか。こちらのご意見につきましては、生物多様性基本法の中で、保全や持続可能な利用に共通する施策として「地球温暖化の防止等に資する施策の推進」が掲げられています。微力ではありますが、貢献させていただきたく記載させていただきました。

続きまして、吉田委員より、10から17までの8件のご意見をいただきました。

4ページの10「緑の役割について」をご覧ください。緑の定義を明確にするべきではないか。とのご意見ですが、本計画は都市マスタープランの分野別計画としての位置づけをもとに、緑の役割を整理しています。緑の定義につきましては、5ページの第2章の「緑の現況と課題」にて、対象としている緑ごとに整理させていただきましたので、あえて記載してはいませんでした。ご指摘については、「神奈川みどり計画」に基づく定義を参考にしながら、54ページ以降に参考資料として用語解説を追加記載させていただきました。

続きまして、11「生物多様性の確保の場としての緑」について、でございますが、同じく4ページ下から2段目の枠内をご覧ください。生物多様性の観点を考えると緑だけでなく水辺の保全も新たに検討していくことも重要になる。こちらのご意見につきましては、都市緑地法運用指針による「緑の基本計画」への記載内容として、「生物多様性の確保の観

点から、緑地による有機的なネットワークの形成を図ることが望ましい。」とされています。この観点から、課題や施策を記述しています。水辺の環境のありかたについては、環境基本計画で検討していただくよう環境部局へ伝えさせていただきます。

続きまして、12「第2章 緑の現況と課題について」について、でございますが、5ページをご覧ください。緑の現況と課題の中で生物多様性の視点が抜けている。もしまだ調査がされていないのであれば今後調査は必要という記述は必要。こちらのご意見でございますが、第2章 緑の現況と課題では、対象としている緑の種類ごとにその現況をまとめています。課題としては22ページの課題④に都市緑地法運用指針に基づく緑のネットワークの視点を記述しています。生物の調査については、環境基本計画で検討していただくよう環境部局へ伝えさせていただきます。

続きまして、13「身近な緑の現況について」について、でございますが、12ページをご覧ください。民有地の緑化施策について新しい制度が必要という観点の記述が欲しい。こちらのご意見でございますが、12ページの身近な緑の現況では、あくまで現況として、現時点でどのような施策をもとに緑化が推進されているかを記述しています。新しい制度の検討については個別施策の内容、50ページの「カ 民有地の緑化」の中で記述しております。

続きまして、14「緑の課題について」について、でございますが、22ページをご覧ください。現況に生物多様性の観点がはいっていない。こちらのご意見でございますが、ここでの記載は、第2章 緑の現況と課題においての、対象としている緑の種類ごとにその現況をまとめ、その中で、緑に重点をおいて現況を抜粋しています。

続きまして、15「水辺環境の記述について」について、でございますが、生物多様性を考えていくと水辺環境に関する記述が重要と思われるが、28ページ、30ページ、31

ページ、44ページ、に水辺について記述できないか。こちらのご意見でございますが、都市緑地法運用指針による「緑の基本計画」への記載内容は、「生物多様性の確保の観点から、緑地による有機的なネットワークの形成を図ることが望ましい。」とされていますので、本計画の中では、緑地に関わる記述とさせていただきます。なお、水辺の環境のありかたについては、環境基本計画で検討していただくよう環境部局へ伝えさせていただきます。

続きまして、16「農地の保全について」について、でございますが、45ページをご覧ください。農地の保全につながる市民と連携した農業施策について研究していくという記述をいれて欲しい。こちらのご意見でございますが、45ページの個別施策では、農地の緑を保全していく上での担当部局の施策を記述しています。農地の保全策の研究につきましては、農政部局へ伝えさせていただきます。

吉田委員最後のご意見になります、17「公園・広場の整備について」について、でございますが、48ページの「イ」をご覧ください。老朽化の問題もあるが市街地の状況に変化がある公園という観点での見直しと再整備が必要である。こちらのご意見でございますが、老朽化した公園施設の改修では、現在策定中の公園施設長寿命化計画に基づいて、ストックの有効活用を進めていくこととなりますが、実際の改修時には、地域自治会の意見も取り入れながら計画しますので、高齢者の憩いの場づくり等が可能と考えています。

つづきまして、資料2「パブリックコメント 実施結果」、に記載をさせていただいている内容につきまして、報告をさせていただきます。

パブリックコメントにおきましては、2名の方から、9件のご意見をいただきました。

1件目は、「自然環境軸としての斜面緑地の保全」について、31ページ、イをご覧ください。目久尻川沿いの斜面緑

地は、宅地化の進行とともに、連担性が失われつつある。ぜひ、斜面緑地の保全を促進させて欲しい。こちらのご意見につきましては、具体的な保全策等につきましては、本計画に基づき今後検討してまいります。と回答させていただきました。

2件目は、「緑化重点地区の方針」について、35ページ、をご覧ください。緑化重点地区の中の入谷地区で「羽根沢地区に残された樹林地」については、緑地の保全を促進させて欲しい。こちらのご意見につきましては、緑地保全制度の適用等、具体的な保全策等につきましては、本計画に基づき今後検討してまいります。と回答させていただきました。

3件目は、「まち中の緑の保全」について、45ページ、オをご覧ください。市の条例に基づく樹木保全地域は、指定の解除が可能であるので、一定期間以上樹木保全地域として指定された場所は優先的に緑地保全地区として確保できるよう条例を改正して欲しい。こちらのご意見につきましては、樹木保全地域や特別緑地保全地区の維持管理には地権者の方のご理解・ご協力が不可欠ですので、今後ともご理解をいただき維持管理を進めるとともに、個別の具体的な保全策等につきましては、本計画に基づき今後検討してまいります。と回答させていただきました。

4件目は、「公園・広場等の整備について」について、48ページ、イをご覧ください。富士山公園に横断陸橋を設置して行き来しやすい公園に再整備して欲しい。こちらのご意見の再整備につきましては、本年度策定中の公園施設長寿命化計画の中で検討してまいります。なお、横断陸橋の設置につきましては、関連部署にも伝えさせていただきます。と回答させていただきました。

5件目は、「河川環境の整備」について、49ページ、エをご覧ください。市民が水辺空間に親しめるよう目久尻川沿いの南栗原地区を一体として河川環境整備を行い、巡礼大橋高架下に公共トイレを設置して欲しい。こちらのご意見につ

きましては、具体的な河川環境の整備策等につきましては、本計画に基づき、今後、管理者であります神奈川県へ要望するとともに検討してまいります。と回答させていただきました。

6件目は、相模川河川敷の「緑の拠点整備」について、座間市西部の座架依橋周辺は、さがみ縦貫道のインターチェンジ開設に伴い西の玄関口としての役割が期待される。水と緑の風広場についても、緑の拠点として、アダプトシステムの活用や観光資源の開発を含めて検討して欲しい。こちらのご意見につきましては、水と緑の風広場は、神奈川県「いきいき未来相模川プラン」のもと、整備が終了した広場ですので、今後の維持管理のなかで河川法を含めて検討してまいります。なお、観光資源の開発につきましては、関連部署にも伝えさせていただきます。と回答させていただきました。

7件目は、相模川河川敷の「アダプトシステムの早期導入」について、アダプトシステムは、公共のスペースを市民が愛情を持って清掃・美化する活動なので、早期の導入を目指して欲しい。こちらのご意見につきましては、今後の市民協働による緑化や維持管理の制度づくりの参考とさせていただきます。と回答させていただきました。

8件目は、「その他 「緑保全審議会」の設置」について、この計画の進行管理の一環として、市民団体、公募委員を加えた「緑保全審議会」の設置を要望する。こちらのご意見につきましては、市では、市民団体、学識経験者、公簿委員等で構成された「緑化推進協議会」が、条例に基づき設置されており、「緑の保全及び緑化の推進を図るため必要な事項」を調査審議することとなっておりますので、今後も進行管理の一環を担っていただけるものと考えております。と回答させていただきました。

最後のご意見となります、9件目は、「その他「緑地保全基金」の活用」について座間市基金条例に「緑地保全基金」が設置されているので、募金の呼びかけをしてはどうか。ま

た、市民が希望したところへ募金の提供ができるような制度の検討をしてはどうか。こちらのご意見につきましては、緑地保全基金への募金の呼びかけは、「緑化まつり」など緑の啓発活動等の一環として実施しております。なお、基金制度への要望につきましては、関係部署へも伝えさせていただきます。と回答させていただきました。

パブリックコメントのご意見は全て、本計画に基づき、今後、検討を行なっていく内容となっており、本計画への反映にはいたりませんでした。

以上で、委員のみなさま方からのご意見と、検討結果、及びパブリックコメントの報告を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いします。

会長 　ただ今、事務局から、委員のみなさま方からのご意見と検討結果、及び、パブリックコメントの報告がありましたが、「座間市緑の基本計画（案）」について、全体をとおして質問等がありますでしょうか。

委員 　生物多様性と、水辺、農地に関することについて意見させていただきましたが、事務局の回答により納得いたしました。

生物に関しては、今まで絶滅危惧種に指定されていなかった生物が新たに指定される事例も増えてきていますが、そうした調査は各自治体でバラつきがあるのが現状のようです。

今後、生物多様性については、関連部局において検討していくとのことですが、専門家をいれた実態調査など、具体的な対策が進められることを望みます。

また、水辺、農地は生物の住処として大変重要な緑であり、私たちが生物多様性について考える機会を与えてくれる身近な緑でもあります。

水辺、農地を含む緑を、この緑の基本計画によって保全及び再生、創出していくことにより、生物多様性の確保に、大きく貢献できることと思います。

会長 　生物の実態調査については、市民団体等が独自に調査し、

市が把握をしているような事例もあることかと思いますが、そのあたりを踏まえまして事務局からなにかありますでしょうか。

次長 はい、例えば鈴鹿長宿におけるホテルの保全など、市民団体の力を借りている事例がございます。今回の緑の基本計画では、生物多様性について具体的な施策は示しておりませんが、行政といたしましても、環境保全と生物の関係性は大変重要なものとして捉えております

会長 ありがとうございます。

委員 農業に携わる者として、農地に関連して発言させていただきますが、農地の保全は、農業の継承と強く結びついており、後継者が農業を継続するメリットを見いだせないために、農地を転用してしまうような事例も多く見られます。環境学習や、老後の趣味の場などでも、市民から好かれている農地ではありますが、その保全については大変難しい問題を抱えているのが現状です。行政のみではなく、市民一人ひとりが考えていかなければならないと感じています。

委員 市民一人ひとりが緑について考えるきっかけを与えてくれるものとして、毎年4月に緑化祭りが、かにが沢公園にて開催されています。この緑化祭りのように、市民が緑を感じることでできるイベントを、今後とも充実していくことはやはり大切なことだと思います。

会長 ありがとうございます。他に意見ございませんでしょうか。

委員 パブリックコメントの中でも触れられていますが、今後の緑の基本計画の進行管理について、何かあれば教えてください。

次長 今回の緑の基本計画の改定においては、緑化推進協議会の開催により改定作業を進行させていただいておりますが、今後の進行管理においても、緑化推進協議会のお力を借りるこ

とがあるかもしれませんが、委員皆さまにおかれましては、今後ともご協力よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。他に意見ございませんでしょうか。

委員 先ほど水辺の話がでてきましたが、座間市は昔から「水と緑と坂のまち」として知られています。そうした意味でも水辺環境の保全は大切なことだと考えます。

委員 今の委員の意見に関連して、質問させていただきます。相模川沿いの斜面緑地において、海老名市側の緑地は開発が進み、緑が徐々に減少しているように思いますが、座間市においてなにか緑地の保護に関わる法的規制はないのでしょうか。

次長 座間市側に広がる相模川沿いの斜面緑地は、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定されていますので、一定の担保がなされています。

会長 ありがとうございます。他に意見ございませんでしょうか。
他に無いようでしたら、「座間市緑の基本計画（案）」について、採決したいと思います。

事務局案のとおり決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

—— 賛成者挙手 ——

挙手全員でございます。

よって、事務局案のとおり決定することに致します。

続きまして、答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 会長に一任します。

会長 ただ今、会長に一任と言うご意見がありましたが、これについてご異議ありませんか。

— 異議なし。 —

では、市長への答申につきましては、副会長と相談の上行
わせていただきます。

以上を持ちまして本日の協議事項は終了しました。これか
らの進行は事務局にお返しします。

次長　　ここで、10分程度休憩いたします。

— 休憩 —

会長　　休憩を解きまして、再開いたします。

先ほど決定いたしました、「座間市緑の基本計画（案）」に
つきましては、皆様に、答申の写しを、お配りいたしました
とおり、後ほど会長及び副会長より市長へ答申をさせていた
だきます。

次に、今回をもちまして、「平成24年度緑化推進協議会」
を、閉会いたしますので、都市部長の関田よりさせていただきます。

部長　　以上をもちまして「平成24年度緑化推進協議会」を閉会
いたします。

おいそがしいところ、ありがとうございました。